

【前期日程】「小論文」入試問題中の資料文につきましては、著作者から本ページ掲載に限定して許諾をいただいたうえで掲載しております。

この資料部分を他へ掲載、引用等されようとする場合には、著作者から別途許諾を得ていただく必要がありますことを申し添えます。

2004 年度前期日程入試問題 小論文試験

問題

下記の資料文を読み、二つの小論文用紙にそれぞれ指定された内容の小論文を、いずれも字数 700 字以上 800 字以内で記しなさい。

小論文用紙[1・消極論]: 国家が行う再分配政策への消極論を、現代日本の諸問題を例示しつつ述べること。

小論文用紙[2・積極論]: この資料文の論述を批判しつつ、国家が行う再分配政策への積極論を述べること。

資料文

国家が徴収した税金は、さまざまな形で使われる。それは、皇帝や国王が個人的な贅沢のために消費する場合を除いて、国家がさまざまな仕事をするために使われる。こうした国家の仕事は何らかの形で人々に利益を与えるものであるから、結局のところ、集めた税金は人々に再分配されているわけである。生活保護のように、直接現金で渡されるものもある。中央から地方へと地方交付金の形で再分配されるものもある。そのほかに、集めた社会保険料も、それをもらう必要のある人々、すなわち失業した人、医者にかかる人、高齢の人に再分配されるが、こちらは恣意的に行われるわけではなくて、制度上のルールにしたがって行われる。とにかく政府は膨大なカネを集めては再分配しており、これが政府のやっている主な仕事である。というよりも、政府のやっている仕事は、これがすべてである、と見るのが正しい。

政府の仕事には二種類ある。第一種の仕事は、その恩恵なり利益なりが、誰とは特定しがたい国民全体に及ぶようなものである。その代表的なものは防衛の仕事で、これによって外敵の侵略を受けないという利益は、国民全体に及ぶものであるから、特定の受益者からその料金を取るといったことはできない。こういう性質のものは公共財（公共サービス）と呼ばれている。第二種の仕事は、公共事業その他の仕事を通じての政府によるさまざまな財やサービスの購入、補助金、生活保護などのように、明らかにある特定の人々や企業に利益を提供する性質のものである。この場合、集めた税金は特定の人々の利益のために使われているのであり、それはいいかえると、ある人から取った税金を他の人のために使い、あるいは直接与えているということに等しい。政府は、「他人のカネ」を「他の他人のために使っている」のである。

こうした政府のカネの使い方を個人の場合と比較して見ると、その決定的な違いが明らかになるであろう(表 1)。

個人は市場で取引しながら生きているが、その場合のカネの使い方は、「自分のカネを自分のために使う」ことを原則としている。これは「自己責任」の原則でもある。

慈善行為(フィランソロピー)を行う人は、「自分のカネを他人のために使う」。これは称賛されるべきことではあるが、その人が「他人のためになると思う使い方」をしてやるのだから、肝心のその他人は、実際にはあまり有り難くないこともある。他人がもっとも喜ぶのは、他人にカネを与えることである。そうすれば、もらった人は、 の領域に移って、「もらったカネ＝自分のカネを自分のために好きなように使う」ことができる。

「他人のカネを自分のために使う」のは、下手をすると犯罪になる。盗んだカネを使っても横領したカネを使っても犯罪である。

政府の仕事は、集めた税金という「他人のカネ」を、国民という名の「他人のために使う」ことである。これが再分配にほかならない。政治はこの仕事の企画を立案し、政府・官僚がそれを実行する。

ところで、本来 の領域に属するはずの政治や政府・官僚の仕事は、よく考えると、 の「犯罪の領域」にも属していることがわかる。なぜなら、「他人のカネを他人のために使う」再分配の仕事を手がけ、それによって誰かを喜ばせることで政治献金ももらえるし、巨額の予算のつく「○○整備計画」などを実行すれば担当した官僚の業績になる、というわけで、再分配の仕事はつねに政治家や官僚個人の利益になるからである。

要するに、政・官は、「他人のカネを使って他人のために仕事をしながら、その他人のカネを自分の利益のためにも使っている」のである。それが表1で政・官の仕事が と の領域にまたがっている理由である。

「他人(国民)のカネを他人(国民)のために使う」のは、どんなに「他人(国民)のため」を思っているつもりでも、決して望ましい結果は生まない。所詮は「他人のカネ」であり、所詮は「他人のため」である。「自分のカネ」なら絶対にしないようなムダ遣いをしてでも平気であるし、実際には他人の利益にならなくても、そんなことは知ったことではない。それどころか、このカネは、国民の利益のためという大義名分を隠れ蓑にして、実は政・官自身の利益になるように使われる。政・官ともなれば、この程度の高等技術は身につけているのである。

国家の仕事を個人の側から見ると、それは「自分のカネを、国家によって、他人のためにも自分のためにも、よくわからない形で使われる」ということになる。それは個人にとって、明らかに好ましいことではない。

個人は「自分のカネを自分のために使う」という の領域、市場の領域にとどまるべきであり、 、 をできるだけ縮小して、 の領域を拡大するべきである。

国家が手がける再分配については、次の公理と定理が成り立つ。

再分配に関する公理 再分配によっては全員の状態を改善することはできない。

再分配に関する「錯覚」の定理 国家(政府・政治家)が再分配の仕事を拡大すればするほど国民のためになると思うのは錯覚にすぎない。

政治は次々に新たな再分配の仕事を見つけ、それが「皆さんの利益になります」というが、右の「公理」によってそれはウソであり、「定理」によってそれは「錯覚」を引き起こ

そうとする詐術にすぎないことがわかる。なぜなら、再分配の仕事を拡大することは、「自分のカネを自分で使う」の領域を取り上げていくことを意味するからである。

なお、表2は「誰のことを誰が決めるのか」についても四つの領域があることを示したものであるが、ここでも「自分のことを自分で決める」のが基本であり、これは表1の市場と重なっている。これに対して、「他人のことを他人が決める」領域は表1の政府が「他人のカネを他人のために」分配して使う仕事と重なっている。このような領域が拡大して行くことは個人の自己決定の領域を縮小することであり、変則的な傾向なのである。

表1 誰のカネを誰のために使うか

	自分のために使う	他人のために使う
自分のカネを	市場	慈善
他人のカネを	犯罪 / 政府(政・官)	政府(政・官)

表2 誰が誰のことを決めるか

	自分が決める	他人が決める
自分のことを	個人主義 (自己利益追及 / 自己責任)	他人任せ (被支配 / 依存)
他人のことを	パターナリズム (支配 / お節介)	政府の仕事

(出典:竹内靖雄『国家という迷信・超民営化のすすめ』163 頁、日本経済新聞社、2000 年)

< 出題意図 >

資料文は、現代の国家ないし経済社会の基本問題として、とくに最近の四半世紀にわたり広く論じられているテーマを扱っている。出題は、この資料文を参考に、再分配政策への積極論と消極論の2篇の小論文作成を求めている。

通常、小論文試験は1篇の論文作成を求めることが多い。ここであえて2篇の小論文を課したのは、受験者の主観的立場を問うものではないことを明確にするとともに、その立場の如何を問わず一方の主張に偏することなく、相対立する立場の主張を冷静に理解し論述する、複眼的、総合的な理解力と思考力、他者への説得力やそれを

可能とする表現力を知るためである。常に複雑な社会的関係の中に身を置く法曹にとってこれは重要な資質であると考え、このような出題形式を試みた。

<採点ポイント>

資料の正確な理解、主張の論理的構成、創造的な思考力と説得力。

2004 年度後期日程入試問題 小論文試験
問題

「○○温泉郷」では、温泉に水道水を加え、循環ろ過し、消毒していたことが、批判の対象になった。以下の記述を参考に、批判者およびそれに反論する○○温泉観光組合の両方の立場に立って、批判とそれに対する反論をそれぞれ 2 種類、簡潔に掲げなさい。次いで、反論のうち、より説得力ある方に下線を引き、行をあらためて詳細にその主張を述べなさい。以上すべての問に、あわせて 800 字以上 1000 字以内で述べなさい。

「〇〇温泉郷」が、源泉衰退を長年にわたって隠し、「天然温泉」であるかのように泉質や効能をPRしていたことが問題となった。

ある県の北部に位置する「〇〇温泉郷」は、有史以来の温泉地であり、高僧が発展させ、戦国武将が好んだという名湯である。近年になっても、文化人などが好んで訪れ、現在では一大歓楽街の様相を呈している。そこでは、遠く南の海溝（南海トラフ）へ潜り込んでいるフィリピン海プレートから「〇〇温泉郷」の地下で分離された水が上昇し、温泉となって自噴していると分析されている。

ただ、近年になって湯量が減少し、その地域の宿泊施設すべてが水道水を沸かし、温泉を水増ししている状態であった。しかし、〇〇温泉観光組合のパンフレットを見ると「四季を通じて楽しめる露天風呂完備、泉質は放射能泉で神経痛、リウマチ、動脈硬化症、貧血症、胃腸病に効果」と記載してあったが、更なる費用をかけて温泉の現状やその効能に対する影響の可能性などを詳細に記述することはしなかった。

わが国の多くの温泉地は、温泉ブームによる施設急増の一方で、慢性的な湯量不足に悩んでいる。遠方の温泉から湯を運んだり、水を加えたり（加水）、ボイラーで沸かしたり（加温）、源泉を薄めて使用した後で、ろ過して再利用（循環ろ過）するケースなどが増えている。慢性的な湯量不足解消のため、この循環ろ過方式は、昭和40年代から普及し、ある調査によれば、関東周辺地域の温泉施設の約7割が、採用しているという。また、大規模な温泉施設にあっては、効率的な温度管理、衛生管理のためには必要な装置と考えられている。

温泉であるかどうかは、源泉の所で見えるため、浴槽では水質が変化していることがある。ただ、ある調査が、源泉成分と浴槽内の温泉成分で同じであると思うかどうかについて利用者に質問したところ、「源泉成分と浴槽内の温泉成分が違う場合もあると思う」と回答したモニターが61.3%、「同じだと思う」と回答したモニターは23.0%であり、多くの利用者が、自分が利用している浴槽の湯が源泉とは温泉成分が異なる場合があることを予想していることがうかがえると報告している。

一方、温泉というのは、循環ろ過ではなく、かけ流し（湯を流し放しにして戻さない方法）でなければならないと主張し、湯を循環させるから、レジオネラ属菌（注）など細菌が発生し、その結果、温泉利用者を、ときに死に至らしめることがあるのは許せないし、また、殺菌したとしても、殺菌に使った塩素などが、健康を求めて温泉に行った人の健康を害するという批判がある。

宮崎県日向市の第三セクター、日向サンパーク温泉が経営する「お舟出（ふなで）の湯」のレジオネラ菌症に集団感染し、死者が6人となった例や、大型客船「ばしふいっくびいなす」のクルーズに参加した乗船客のうち2人が肺炎を発症した例などがある。なお、「お舟出（ふなで）の湯」は、営業の再開にあたり、循環ろ過方式を維持しつつ、湯を毎日換えるなどの改善を加えた。また、千葉県では、県健康福祉部が、県内にある約1000の大規模入浴施設（公衆浴場）のうち、631施設で立ち入り検査を実施し、そのうち209施設で循環ろ過器が設置されていないことを確認し、「打たせ湯」がある39施設中、10施設が循環湯を使用していたため、県は、施設に使用中止を指導し、

改善を確認した。さらに、松山市が道後温泉本館にもレジオネラ菌対策として始めた源泉の塩素消毒について、道後温泉旅館協同組合は、入浴客から「塩素の臭いが気になる」との苦情が出されたため、塩素消毒の中止を求める要望書を、本館を管理する松山市に提出した。要望書は「かけ流し式の道後温泉ではこれまで、レジオネラ菌の感染記録はない」と指摘し、塩素消毒ではなく、十分な清掃やほかの消毒方法の導入を求めている。本館の入浴客からは賛否両論が寄せられ、「塩素は気にならない、むしろ安心」という意見がある一方、「においが気になる」「湯に道後独特のぬめりが少なくなった」という温泉通の意見もある。

注：レジオネラ属菌は、自然界の土壌や淡水中の自然生活菌であって、ヒトの皮膚・粘膜に寄生したり感染しなくても生存できる。大腸菌と異なりブドウ糖を発酵せず、通常の細菌学用培地に発育しないため、近年まで発見されなかった。

レジオネラ属菌は水中を遊泳しているものの他に、配管内壁や装置内面の水に触れる部分に形成された生物膜の中でも生育する。生物膜内部の菌は紫外線や薬剤などの殺菌効果がないと云われている。

ヒトへの感染は、この菌を包んでいる微小な、肉眼では見えない水粒子(エアロゾル)を吸引し、あるいは、この菌で汚染された水を誤って飲んだ場合に起こる。病原性は、菌株によって異なると考えられている。免疫系が完成していない新生児、40歳以上の特に男性、代謝異常(糖尿病など)や悪性腫瘍(癌、白血病等)のある人がかかり易いと考えられるレジオネラ菌症は、最初に感染が発見された経緯から、別名「在郷軍人病」と呼ばれている。それは1976年米国フィラデルフィアのホテルで行われた在郷軍人会の大会で、集団感染が発生したことに由来している。

[出題意図]

最近の温泉を巡る論争を素材にして、相対立する見解を整理し、次いで、立場上有利な批判者の批判に対抗して、一般的に不利と思われる反論者の立場に立って、なんとか反論する根拠を見出し、それを的確に表現することを求めたものである。

常に複雑な社会関係に身を置く法曹には、自らの主観的立場はともあれ、対立する主張を客観的に正確に理解する能力が求められる。さらに、時には不利な立場でも主張を展開しなければならない場合もあると考えられる。その意味では、このような出題形式は、意義のあるものと思う。解答には論理的一貫性と説得力ある主張が求められる。

る。

今回、1、000字以内と字数を抑え、受験者に問題を検討する時間を十分に与え、その論理的思考を引き出したいと考えた。

〔採点ポイント〕

設問の理解、資料の正確な読解、論点の整理および矛盾のない論証。